

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	保険給付に必要な経費	事業開始年度	昭和22年度	作成責任者		
担当部局庁	労働基準局	担当課室	労災補償部労災管理課	木暮 康二		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定	上位政策	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・労働者災害補償保険法第2条の2 ・石綿による健康被害の救済に関する法律第59条第1項	関係する計画、通知等				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労災保険給付は、労働基準法上の事業主の災害補償責任を担保するための制度であり、労働者の業務上又は通勤による負傷、疾病、障害、死亡等に対して、迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	別紙のとおり					
実施状況	(保険給付支出状況) 平成19年度 : (支払件数)5,500,314件 (保険給付支払金額)776,128百万円 平成20年度 : (支払件数)5,525,818件 (保険給付支払金額)770,673百万円 平成21年度 : (支払件数)5,289,791件 (保険給付支払金額)749,648百万円					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	798,988	797,243	798,703	796,954	793,826
	執行額	776,128	770,673	749,648		
	執行率	97.1%	96.7%	93.9%		
	総事業費(執行ベース)	776,128	770,673	749,648		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	被災労働者等からの請求に基づき、労災保険給付を行っているところ。				
	見直しの余地	労災保険は、労働者が業務上の事由又は通勤により負傷し、疾病にかかり、障害を受け、死亡した場合等に、被災労働者等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うものであり、削減は困難である。当該経費については、今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。				
予算監視の効率化	一部改善(執行状況を予算要求に反映) 本事業については、予算と執行の乖離の要因等を精査し、予算を縮減すべき。					
補記						

1. 厚生労働省

749,648百万円(平成21年度執行額)  
(主に年金等については、厚生労働本省にて支払いを行い、休業補償給付、医療機関への診療費等については、都道府県労働局・労働基準監督署にて支払いを行っている。)

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、  
疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な  
保護に資するために必要な保険給付。

【被災労働者等の請求に基づき支給】

被災労働者等  
548,156百万円

【医療機関等の請求に基づき支給】

医療機関等  
201,492百万円

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の  
 金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A. 厚生労働省			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
保険給付費	被災労働者等に対する年金等給付(現物給付を除く)	548,156			
保険給付費	被災労働者に対する療養等の現物給付として医療機関が行った診療費等	201,492			
計		749,648	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

【事業概要】

労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して、以下の保険給付を支給している。

- 療養(補償)給付 : 必要な療養の給付又は療養の費用の支給
  - 休業(補償)給付 : 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額
  - 障害(補償)給付
    - ・障害(補償)年金
      - : 傷病が治ゆ(症状固定)した後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったときに、障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金
    - ・障害(補償)一時金
      - : 傷病が治ゆ(症状固定)した後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったときに、障害の程度に応じ、給付基礎日額の503日分から56日分の一時金
  - 遺族(補償)給付
    - ・遺族(補償)年金
      - : 死亡した労働者の遺族の数等に応じ、給付基礎日額の245日分から153日分の年金
    - ・遺族(補償)一時金
      - : ①遺族(補償)年金を受け得る遺族がいない場合、又は②遺族(補償)年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族(補償)年金を受け得る者がいない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たない場合、給付基礎日額の1000日分(②の場合はすでに支給した年金の合計額を差し引いた額)
  - 葬祭料・葬祭給付
    - ・死亡した労働者の葬祭を行う場合、315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額(その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分)
  - 傷病(補償)年金
    - ・傷病が療養開始後1年6か月を経過した日又は同日後において、①傷病が治ゆ(症状固定)していない場合であり、かつ②傷病による障害の程度が傷病等級に該当する場合に、障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金
  - 介護(補償)給付
    - : 障害(補償)年金又は傷病(補償)年金受給者のうち第1級の者又は第2級の者(神経・精神の障害及び胸腹部臓器の障害の者)であって、現に介護を受けている者に対し、①常時介護の場合は、介護の費用として支出した額(ただし、104,730円を上限とする。)、②随時介護の場合は、介護の費用として支出した額(ただし、52,370円を上限とする。)
  - 二次健康診断等給付
    - : 事業主の行う健康診断等のうち直近のもの(一次健康診断)において、①検査を受けた労働者が、血圧検査、血中脂質検査、血糖検査、腹囲又はBMI(肥満度)の測定のすべての検査において異常の所見があると診断されており、かつ②脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有していないと認められる場合に、二次健康診断及び特定保健指導の給付
- また、石綿による健康被害の救済に関する法律(石綿健康被害救済法)に基づき、労働者又は特別加入者であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫等の指定疾病等にかかり、これにより死亡した者の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した場合に、以下の特別遺族給付金を支給している。
- 特別遺族給付金
    - ・特別遺族年金
      - : 死亡した労働者の遺族の数に応じ、330万円から240万円の年金
    - ・特別遺族一時金
      - : ①石綿健康被害救済法施行日において、特別遺族年金の受給権者がいないとき、又は②特別遺族年金の受給権者がいなくなった場合で、すでに支給された特別遺族年金の額が、①の場合に支給されることとなる特別遺族一時金の額未満のときに、1,200万円の一時金(②の場合はすでに支給した年金の合計額を差し引いた額)